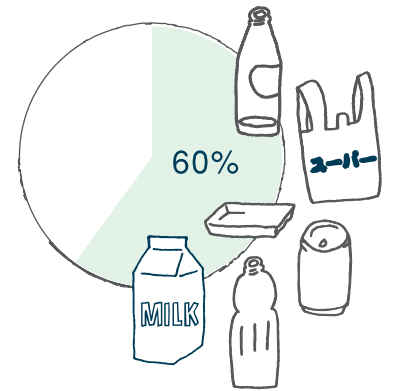


環境問題に関して、今さら人に聞けないあなたのギモンに、エコジン編集部がお答えします。第1回は、今年4月に施行された「改正容器包装リサイクル法」についてです。

Q1
そもそも容器包装リサイクル法って、なぜできたの？

家庭などから出るごみの量は、年間5千万トン以上(東京ドーム140個分)。一人が1日に約1kgものごみを出している計算になります。その容積の約60%を占めるのが、レジ袋、PETボトル、空き缶、ガラスびんなどの「容器」や「包装」。そこでこれらのごみを資源として甦らせるために、1995年に「容器包装リサイクル法」が制定され、97年から施行されたのです。



Q2
どんな仕組みになっているの？

それまで容器包装のごみを処理する責任は、市町村だけが担っていました。この法律ができて、消費者はごみとなった容器包装をきちんと分けて排出し、市町村が分別して収集し、事業者がそれらを責任をもってリサイクルするという、役割分担が決められたのです。



イラストレーション/タニダリョーコ

Q3
今回、なぜ法律の改正が行われたの？

法律が施行されて10年が経ち、家庭ごみのリサイクル率はほとんど上昇しています。しかし最近では、リサイクルよりも、ごみの発生を抑制(リデュース)し、再利用(リユース)を優先して進めるべきだという考え方が主流となってきました。この方向に進めば、家庭ごみの排出量を減らし、リサイクルにかかるコストも下げることができるのです。中でもレジ袋は、1年間に約300億枚がごみになっています。そこで、レジ袋の削減などを盛り込んだ改正法が、今年4月からスタートしたのです。



Q4
具体的な内容は？

レジ袋などの容器包装の使用量が多い業種である、スーパーやコンビニ、デパートなどの小売業者に対して、容器包装の使用方の見直しを求めています。たとえば、レジ袋を有料化したリ、マイバッグを配ったり、レジ袋を断った人に対して、エコポイントを提供したり、消費者に「レジ袋はいりませんか？」と声をかけることなどが、求められているのです。

Q5
私たちができることって？

また、環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す著名人やオピニオンリーダーを、「3R推進マイスター」として、環境大臣から委嘱。彼らのメッセージやアドバイスを参考にすることもできるようになります。

買い物に行く時は、マイバッグやふろしきを持参して、レジ袋をなるべく使わないようにしましょう。

また、過剰包装は断りましょう。なるべく簡易包装された商品や、昔ながらの、包装をしない量り売りの商品を選んでみたらどうでしょうか。

